

諏訪市空家跡地活用支援事業補助金

申請の流れ

※工事契約後の申請は対象外となりますのでご注意ください。

事前説明
申請書受取

申請前に都市計画課へご相談ください。

担当者不在の場合もありますので事前に来庁日をご連絡ください。

交付申請書
提出

★申請者 ⇒ 都市計画課へ

- ①申請書（様式2号-1）
 - ②案内図
 - ③現況写真（2面以上）
 - ④固定資産税の課税明細書（納税通知書の写し又は名寄帳）
 - ⑤工事費の見積書
 - ⑥諏訪市税の納税証明書
- 共有名義で所有している場合は全員の同意書が必要となります。

交付決定
通知書交付

●都市計画課 ⇒ 申請者へ ※申請から概ね10日程度で交付

申請内容を審査し、補助金交付を決定

※交付決定通知書受領後、工事契約を行ってください。

工事着工
～完了

- 計画変更 …… 変更承認申請書（様式第4号-1）の提出
- 遅滞 …… 工事遅滞等報告書（様式第4号-3）の提出
- 廃止・中止 …… 工事廃止（中止）届（様式第4号-5）の提出

完了実績
報告書
提出

★申請者 ⇒ 都市計画課へ ※工事完了から30日以内

- ①申請書（様式5号-1）
- ②家屋滅失届出書
- ③現況写真（施行箇所ごと）
- ④工事費用の領収書の写し
- ⑤跡地利用が分かる書類（空き家・空き地バンクの契約書など）

交付確定
通知書交付

●都市計画課 ⇒ 申請者へ

報告内容を審査し、補助金額を決定

支払請求書
提出

★申請者 ⇒ 都市計画課へ

※交付確定通知書を受領してから10日以内

支払請求書（様式第9号）を提出

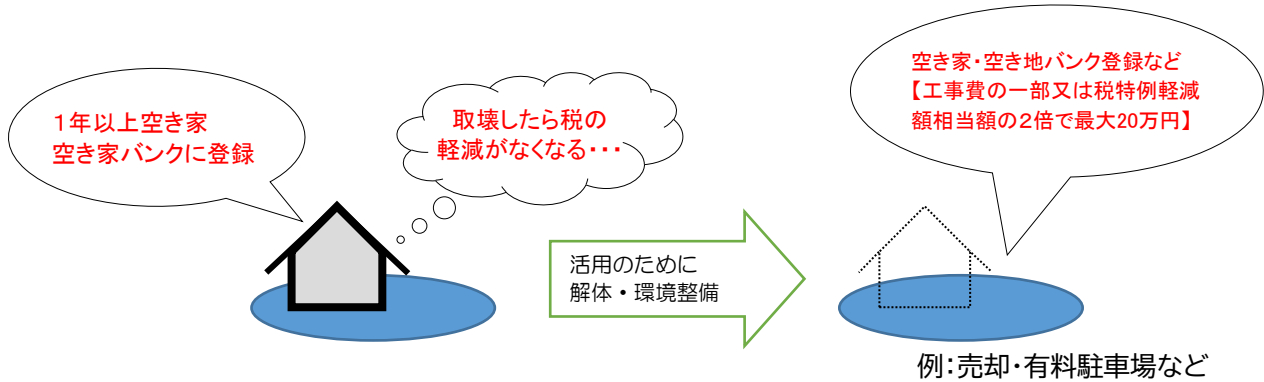
補助金の支払い

お問い合わせ先
諏訪市役所 都市計画課 建築住宅係
TEL:0266-52-4141 内線267

諏訪市空家跡地活用支援事業補助金

諏訪市 都市計画課

長く未利用の空き家について、跡地の活用を目的とした空き家の取壊し等に対して「取壊し前の固定資産税軽減額の2倍に3万円加えた額(最大20万円)」等を上限に補助することで、市街地の環境整備の推進を支援します。



補助対象となる事業は？	市内の概ね1年以上空き家となっている住宅・土地の所有者が、 空き家・空き地バンクへの登録や自己用の住宅建築用地以外の用途として活用 するために、空き家の取壊し及び当該住宅用地の跡地を活用を実施する「空家対策事業」 (住宅・土地の所有者が別、勧告を受けた特定空家等は対象外)
補助の金額は？	空き家の解体(家屋の一部解体を除く)及び跡地の立竹木の伐採等の環境整備に要する経費(工事費に限る)の10分の1に相当する額 ただし、空家が存する住宅用地に対して適用されている固定資産税の課税標準の特例の適用により軽減される額から、当該空家対策事業以外の家屋の特例軽減額を控除してみなす額の2倍に相当する額に3万円加えた額。若しくは20万円のいずれか低い額。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。
固定資産税の住宅用地に対する課税標準額の特例措置	例えば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)の場合、200㎡分の固定資産税標準額は価格の1/6に、残りの100㎡分は価格の1/3となり、税額が減額されます。
税特例軽減相当額の算定例 宅地180㎡(課税地籍) 評価額450万円	固定資産税450万円×1/6×税率1.4%=10,500円①(特例適用) 特例なしの計算:450万円×税率1.4%=63,000円② 差額:②63,000円-①10,500円≒③52,000円(千円未満切捨)

※注意事項

予算の上限に達した場合は受付を終了しますので事前にご相談ください。
工事契約後の申請は対象外となりますのでご注意ください。
詳しくは下記までお問い合わせください。

諏訪市 建設部 都市計画課 建築住宅係
住所:長野県諏訪市高島1-22-30
電話:0266-52-4141 内267
E-mail:tokei@city.suwa.lg.jp